

第2次群馬県再犯防止推進計画

～円滑な社会復帰を支援するために～

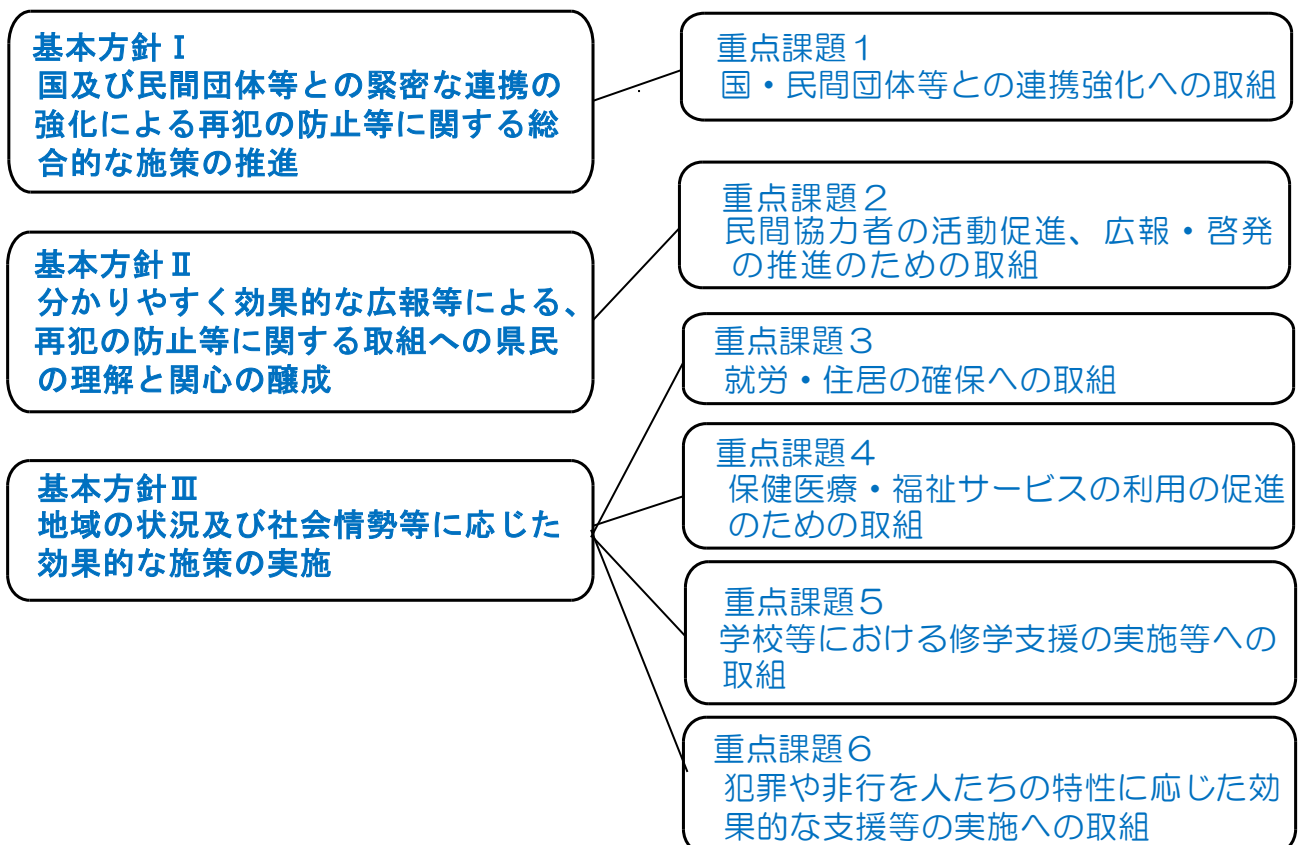
計画策定の趣旨

(国) 第二次再犯防止推進計画(令和5年3月17日閣議決定)を踏まえ、本県における再犯の防止等の施策の現状を考慮し、今後に向けた基本的な方向性や県の取組等を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、計画を策定するものです。

計画の目標

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより、再犯を防止し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本方針及び重点課題



計画期間

2024年度～2028年度（5年間）

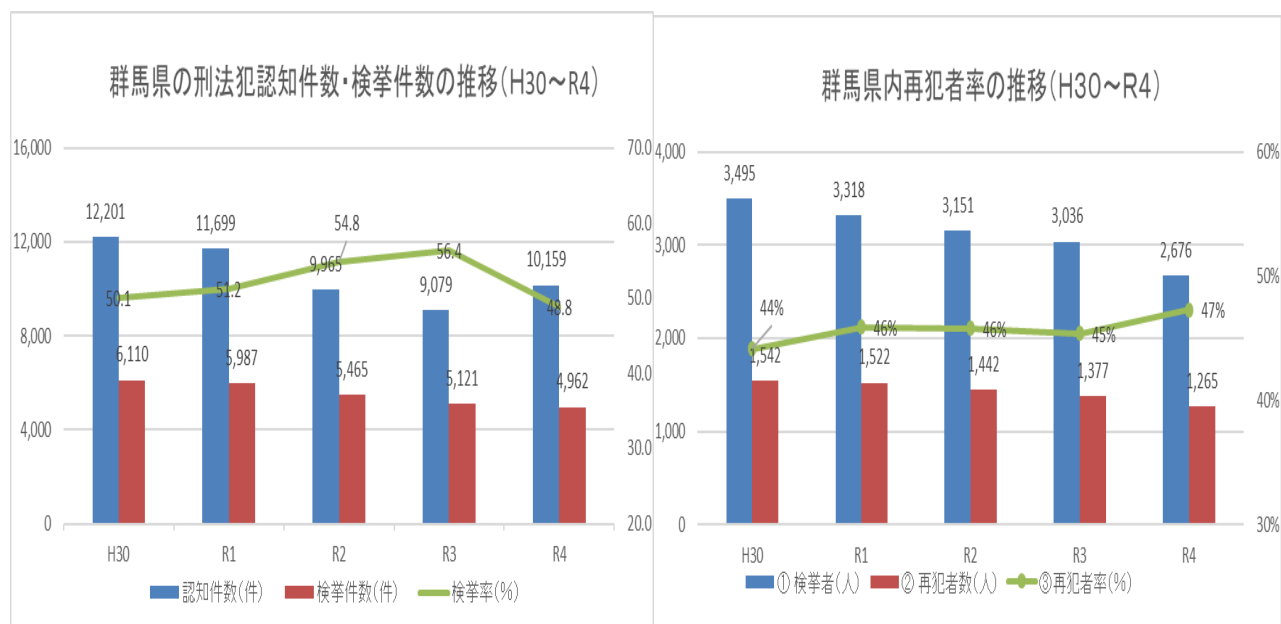
計画の対象者

本計画の対象者は、推進法第2条第1項の規定に基づき「犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいう。）」とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている人や保護観察対象者のほか、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含むものとします。

再犯防止等に関わる現状等

本県の刑法犯の認知件数は、平成16年をピークに、令和3年まで17年連続で減少していましたが、令和4年は10,159件（前年比+1,080件）と、18年ぶりに増加しました。また、検挙率（*1）は48.8%（前年比-7.6ポイント）でした。

一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は、近年5割近い高い水準で推移しています。



犯罪をした人等の置かれた状況

犯罪をした人等の中には、貧困、疾病、障害、アルコールや薬物への依存等のために、仕事や住まいが確保できない等、地域社会において生活することが困難な状況にある人も多く、それ故に再び罪を犯してしまうという悪循環を繰り返している人が少なくありません。

重点課題に対する取組項目

【重点課題1 国・民間団体等との連携強化への取組】

1. 国・民間団体等との連携の強化

- ① 地域のネットワークの構築
- ② 市町村再犯防止推進計画の策定の促進
- ③ 包括的な支援体制の整備促進
- ④ 市町村、関係機関・団体との連携の強化

達成目標（指標）

再犯防止推進計画を策定した県内市町村の数

基準値 19市町村（2023年度）→35市町村（2028年度）

【重点課題2 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組】

1. 民間協力者の活動の促進

- ① 民間ボランティアの確保
- ② 民間ボランティアの活動に対する支援

2. 広報・啓発活動の推進

- ① 再犯の防止等に関する広報・啓発活動の推進

【重点課題3 就労・住居の確保への取組】

1. 就労の確保

- ① 就職に向けた相談・支援等の充実
- ② 新たな協力雇用主の開拓・確保
- ③ 犯罪や非行をした人たちを雇用する企業等の社会的評価の向上等
- ④ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実
- ⑤ 福祉的な支援が必要な人に対する就労支援

2. 住居の確保

- ① 地域社会における定住先の確保

【重点課題4 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組】

1. 高齢者又は障害のある人への支援

- ① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実
- ② 福祉サービス等の利用に関する関係機関との連携の強化

2. 薬物依存を有する人への支援

- ① 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実
- ② 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

【重点課題5 学校等における修学支援の実施等への取組】

1. 学校等における修学支援の実施等

- ① 児童生徒の非行の未然防止
- ② 非行による学校教育の中断の防止等
- ③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

【重点課題6 犯罪や非行をした人たちの特性に応じた効果的な支援等の実施への取組】

1. 特性に応じた効果的な支援等の実施

- ① 特性に応じた支援等の実施

お問い合わせ

群馬県 生活こども部 生活こども課
前橋市大手町1-1-1

[TEL:027-226-2906](tel:027-226-2906)

<https://www.pref.gunma.jp/soshiki/46/>